

一般社団法人 日本経済調査協議会

役員報酬規程

(総則)

第 1 条 この規程は一般社団法人日本経済調査協議会の定款第 3 1 条に定める役員の報酬について定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第 2 条 常勤役員の報酬は本俸及び通勤手当とする。

2. 常勤役員の本俸は年俸とし、別表の役員報酬表の額を限度として理事長が定める。
3. 非常勤役員については原則無報酬とするが、理事長が特に必要と認めた場合には別表の役員報酬表の額を限度として手当を支給することができる。

(常勤役員報酬の支払方法)

第 3 条 常勤役員の前項の年俸として、年俸の額を 12 で除した額を毎月支払う。

2. 前項の毎月支払額に 2 を乗じた額を、6 月及び 12 月に前項とは別に支払う。
3. 前項にもかかわらず 5 月の定時総会時退任役員には、前項 6 月分を退任時に支払う。

(その他)

第 4 条 支給日などの細目及び通勤手当については当会給与規程を準用する

以 上

別表常勤役員

役員報酬表

専務理事 (常勤)	年俸 15,000,000 円
常務理事 (常勤)	年俸 13,000,000 円